

ECO2プロジェクト 活用ブック

 柏崎市公式 HP もご確認ください 

柏崎市 ECO2



or



柏崎市公式 HP

柏崎市オリジナル！

● 「ECO2プロジェクト」とは？

持続可能なまちを実現させるために、市内事業者の皆さんの環境に関する理解を深め、脱炭素化への取組（環境活動及び設備導入）による温暖化対策の推進（エコロジー）及び経済（エコノミー）の活性化を目指す取組です。

● ECO2プロジェクトはどんなメリットがあるの？

- (1) 事業所の環境負荷軽減
- (2) 地域経済の循環
- (3) 事業者の地域貢献
- (4) 事業者が行う環境活動のPR

● ECO2プロジェクトの流れ

1 参加登録

申請書を環境課まで提出！後日、ECO2登録証をお送りします。
登録済み事業者からの紹介で紹介側も5,000ポイントゲット！

P2

2 環境問題への理解

環境問題を知り、理解を深めます！
私たちにできる温暖化対策を考え“省エネ行動”から始めてみましょう。

P2

3 対象行動の実践

対象となっている、環境活動に参加して、ポイントを貯めましょう！
ポイントは、取得日の属する年度の3年後の年度末日に失効となります。

P3

購入前に！

4 補助金の申請

貯まったポイントを活用して、対象設備・消耗品等を購入しましょう！
※市内事業者からの購入が対象です。

P8

5 購入・報告書の提出

申請手続きが完了したら購入！
設備の設置または物品の納品後に実績報告書を提出してください。

P10

● その他

6 よくあるご質問

P10

1 参加登録

申請書を環境課まで提出！後日、ECO2登録証をお送りします。
登録済み事業者からの紹介で紹介側も5,000ポイントゲット！

● 参加登録条件

柏崎市に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主
本店、支店それぞれが参加登録できます。

● 登録後にECO2通信をお送ります

対象行動のご案内や各種お知らせを発信します！

アドレスをお持ちでない事業者には、郵送でお送ります。

※いただいた連絡先は本事業に関する業務以外には活用しません。

事業者の紹介により、新たな事業者が
登録する場合、紹介した事業者に
5,000ポイント 付与されます！



☆登録事業者様へのお願い☆

紙資源削減のため、メールアドレスの登録にご協力ください。

(右の二次元コードから申し込む または 環境課環境政策係へ連絡)



柏崎市公式
オンライン申請
(アドレス登録用)

● 【メール登録事業者のみ！】最新情報をメールマガジンでお送りします

ECO2通信では得られない最新の情報をお届けします！

急遽入った情報やセミナーについてご案内できます。

2 環境問題への理解

環境問題をECO2通信やメールマガジンで知り、理解を深めます。
私たちにできる温暖化対策を考え“省エネ行動”から始めてみましょう！

ECO2通信やメールマガジンで得た情報を活用して、“環境について知る”ことから始めましょう！

新潟県や環境省が出しているホームページも参考になります。

なるほど！まずは手軽にできる節電や節水など
“省エネ行動”から始めてみようかな！



省エネ行動の次は、ECO2ポイント対象にもなる
環境活動にチャレンジしてみましょう！

3 対象行動の実践

対象となっている、環境活動に参加して、ポイントを貯めましょう！
ポイントは、取得日の属する年度の3年後の年度末日に失効となります。

※要綱に規定する申請様式は市HPに掲載しています。

難易度を**4段階**に分けています！
まずはカンタンなものから
チャレンジしてポイントを貯めましょう！

◎対象行動一覧（全17行動）

●ECO2プロジェクトへの参加登録

内容	まずは、ECO2プロジェクトに参加登録する。 (柏崎市に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主であること)
提出物	柏崎市ECO2プロジェクト参加登録申請書(第1号様式)
受付期間	通年
付与ポイント	5,000p

●新規登録事業者の紹介

内 容	新たな事業者を紹介し、紹介した事業者が新規登録をする。
提出物	なし ※新たに登録する事業者の申請書に紹介した事業者名を書いていただく必要があります。
受付期間	通年
付与ポイント	1事業者につき5,000p

●市民節電所モニター（省エネモニター）

内 容	前年同月よりも電気・都市ガスの使用量を削減するよう取り組む。
提出物	実績報告書
受付期間	年2回(柏崎市から案内があります)
付与ポイント	7,000+(1kwh 節電につき25+都市ガス 1m³の削減につき100)p【年間上限50,000p】同一年度に連続参加すると、さらに2,500ポイント。

●環境リーダー養成講座受講

内 容	新潟県が行う環境リーダー養成講座に参加し、修了証をもらう。
提出物	・修了証 ・修了者の名刺や社員証の写し
受付期間	6月～8月 (新潟県から募集案内があります。柏崎市からも情報を共有します。)
付与ポイント	1人につき8,000p

入門

初級

●清掃活動等への参加

内 容	地域の海岸清掃への参加や事業者独自で清掃活動を行う。 (環境課からも得ている情報は共有しますので、ぜひご参加ください。)
提出物	実施後に以下の内容を記載したもの(任意様式) ①登録番号②事業者名④担当者名⑤電話番号⑥実施日・場所 ⑦参加者名簿⑧作業風景写真⑨実施内容
受付期間	通年
付与ポイント	1,000+(100×参加職員数)p【年間上限10,000p】



●ノーマイカー＆エコドライブの実践

内 容	ノーマイカー ウィーク又はエコドライブモニターに参加する。			
提出物	ノーマイカー & エコドライブ実績報告書(市ホームページに掲載)			
受付期間	年2回(柏崎市から案内があります)			
付与ポイント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">①基礎ポイント 7,500 ポイント ※エコドライブ モニターのみの場合 3,000 ポイント</td> <td style="padding: 5px;">②参加者数加算ポイント ノーマイカー ウィーク 参加職員数 × 50 ポイント エコドライブモニター 参加職員数 × 25 ポイント</td> <td style="padding: 5px;">③ポイント年間上限 30,000 ポイント ※エコドライブ モニターのみの場合 10,000 ポイント</td> </tr> </table> <p>※ノーマイカーは、同一年度に連続参加するとさらに+2,500ポイント。</p>	①基礎ポイント 7,500 ポイント ※エコドライブ モニターのみの場合 3,000 ポイント	②参加者数加算ポイント ノーマイカー ウィーク 参加職員数 × 50 ポイント エコドライブモニター 参加職員数 × 25 ポイント	③ポイント年間上限 30,000 ポイント ※エコドライブ モニターのみの場合 10,000 ポイント
①基礎ポイント 7,500 ポイント ※エコドライブ モニターのみの場合 3,000 ポイント	②参加者数加算ポイント ノーマイカー ウィーク 参加職員数 × 50 ポイント エコドライブモニター 参加職員数 × 25 ポイント	③ポイント年間上限 30,000 ポイント ※エコドライブ モニターのみの場合 10,000 ポイント		

●緑のカーテンプロジェクトへの参加

内 容	事業所で緑のカーテンを育てる 緑のカーテンとは? つる性の植物(ゴーヤ、アサガオなど)を窓の外側で育てることで、室温の上昇を抑える効果やエアコン等の使用量削減によるCO ₂ 排出量の削減効果があります！
提出物	緑のカーテン実績報告書(市ホームページに掲載)
受付期間	年1回(柏崎市から案内があります)
付与ポイント	5,000p

●ECO2セミナーへの参加

内 容	ECO2プロジェクトの活用方法を学ぶセミナーに参加する ※希望する場合は、事前に環境課環境政策係ご連絡ください。
提出物	実施後に以下の内容を記載したもの(任意様式) ①登録番号②事業者名③住所④担当者名⑤電話番号⑥実施日 ⑦参加者名簿⑧実施内容・効果
受付期間	通年
付与ポイント	1事業者につき1,000p 登録事業者間で共同申込みの場合2,000p

初級

●エコドライブ講習会の開催

内 容	職員向けのエコドライブ講習会を開催する。 地球にも車にも優しいエコドライバーを目指しましょう！ ※環境課環境政策係へご連絡いただければ、環境課職員等の講師派遣も可能です。
提出物	実施後に以下の内容を記載したもの(任意様式) ①登録番号②事業者名③住所④担当者名⑤電話番号⑥実施日 ⑦参加者名簿⑧受講風景写真⑨実施内容・効果
受付期間	通年
付与ポイント	1開催につき5,000+(100×参加職員数)p 登録事業者間で共同実施した場合、各事業者に10,000+(100×参加職員数)p【年間上限20,000p】

●環境マネジメントシステムの報告

内 容	ECO2が対象にしている環境経営システムの報告をする。 対象:ISO14001、EA21、KES、エコステージ (ECO2プロジェクトが対象としている環境経営システムを取得している事業者は、審査時等に作成している環境報告書を提出することによりポイントが付与されます。)
提出物	審査時に作成する環境報告書
受付期間	通年
付与ポイント	5,000p

中級

●省エネ診断等に係る説明会への参加

内 容	省エネ診断は、事業所に適した省エネ化を知り、経費削減や脱炭素化へ向けたアドバイスを受けることができます！ まずは診断方法を知ることから始めてみませんか？ 省エネ診断関連リンク:☆☆☆
提出物	説明会へ参加したことが分かるもの
受付期間	通年
付与ポイント	3,000p

●省エネ診断の受診

内 容	省エネルギーセンターなどが実施している診断を受ける。
提出物	診断書
受付期間	通年(ただし、受診後の設備導入は1年以内)
付与ポイント	9,500p

中級

●省エネ診断後の設備導入

内 容	省エネ診断受診後に設備を導入する。
提出物	・導入したことが分かる写真 ・領収書の写し
受付期間	通年(ただし、受診後の設備導入は1年以内)
付与ポイント	受診後1年以内の設備導入で10,000p

●環境社会検定（エコ検定）の取得

内 容	環境社会検定試験（エコ検定）に合格すること。 (環境に関する知識を幅広く身に付けることができ、ビジネスシーンでのキャリアアップなど社会の様々な場面で役に立ちます。実施期間や方法は、東京商工会議所のホームページをご確認ください。)
提出物	・エコ検定合格証の写し ・合格者の名刺や社員証の写し
受付期間	通年
付与ポイント	合格者1人につき8,000p

●新潟県地球温暖化防止活動推進員として認定

内 容	新潟県地球温暖化防止活動推進員に認定される。 新潟県地球温暖化防止活動推進員とは 日常生活における地球温暖化防止の取組を促進するため、地域で普及啓発活動を行う人のことです。県が実施する事業で、任期は2年です。推進員に認定されると、地球温暖化防止対策に関する情報提供を受けたり研修に参加したりすることができます。
提出物	なし
受付期間	2月～3月(新潟県がHP等で募集案内をします) ※募集は、2年に1回です。
付与ポイント	1人につき50,000p

●環境経営システムの取得

内 容	環境経営システムを取得する。 環境経営システムとは 環境方針を作成し、環境リスクの低減や環境問題に対する意識が高まります！
提出物	取得したことが確認できる登録証の写しなど
受付期間	通年
備 考	対象の環境経営システム ①ISO14001 ②エコアクション21 ③KES ④エコステージ ※KESはステップ2から、エコステージはステージ2からが対象です。
付与ポイント	50,000p

●柏崎市リサイクル協力店の認定

内 容	資源物の店頭回収を行う「リサイクル協力店」に認定される ・認定に関する問合せ先：クリーン推進係（TEL：23-5170） ・対象行動に関する問合せ先：環境政策係（TEL：21-2312）
提出物	認定証の写し
受付期間	通年
付与ポイント	20,000p

環境活動でポイントが貯まってきたら
貯めたポイントを活用して補助金を申請しましょう！

4 購入前に！ 補助金の申請

貯まったポイントを活用して、対象設備・消耗品等を購入しましょう！
※市内店舗からの購入が対象です。

◎申請時に必要なもの

- ①交付申請書兼誓約書(第5号様式) ※様式は市ホームページに掲載しています。
- ②購入する対象物品の見積書の写し
- ③購入する対象物品の内容(品名・型番等)が分かるカタログ等の資料
- ④市税完納証明書(発行から3か月以内のもの)
※税務課で発行(発行手数料:300円)

◎書類提出先

柏崎市 市民生活部 環境課 環境政策係
住所:〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 4階
電話:21-2312(直通) FAX:23-5116



柏崎市公式 HP

◎申請の注意点

- ①必ず**購入前に申請**してください。
- ②購入先は、**市内の店舗のみ**です。(量販店可)
- ③購入した物品は、**全て自社で使用**してください。原則譲渡はできません。(一部例外あり)
- ④他の補助金と併せて申請することができます。
- ⑤申請後に金額や購入品が変更となった場合、**変更申請書(第7号様式)**を提出してください！ ※様式は市ホームページに掲載しています。

◎補助対象物品・設備一覧

●環境に寄与する消耗品等

消耗品等	説明
自転車（電動アシスト付を含む。）	近くの移動を自転車で行うことによって、これまで車で移動していた分のCO ₂ 削減に効果があります。また、渋滞や駐車場の心配もありません。
市内バス回数券・定期券・JR定期券	公共交通機関を利用することで、車の使用を控え、CO ₂ の削減に貢献するほか、市内の経済活性化にもつながります。 ※定期券はJR、バス共に対象です。 【設備要件】 ・定期券は行先を示すことができるものであること。
申請数第1位 グリーン購入法 適合調達物品等	環境への負荷が少ないものを選んで購入しましょう！ 【対象品目例】 コピー用紙、ファイル、 文房具、作業服、タオル など
樹木・苗木等	事業所等の敷地内に植える樹木や苗木等を対象とします。

マーク例



●省エネルギー設備等

(エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により二酸化炭素の排出削減に寄与する設備)

設備名	説明
潜熱回収型給湯設備 (エコジョーズ・エコフィール)	<p>ガスの燃焼によって発生する高温の排気を回収し、再利用するため、CO₂の削減に大きく貢献します。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率 100%以上)していること
燃料電池設備 (エネファーム)	<p>都市ガスやLPGから改質器を用いて燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステムです。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格運転時の発電出力が 0.5 キロワット以上であること ・総合効率(低位発熱量基準)が 80%以上であること ・燃料電池の排熱を利用する 50 リットル以上の貯湯タンクを有していること
高効率空調設備	<p>インバータや高感度センサーを内蔵しているエアコンです。適切な室温に調節し、省エネを実現します。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率 100%以上)していること
申請数第2位 高効率照明設備	LED照明は、交換した後の節電効果が大きいため、CO ₂ 削減のほか、オフィス全体のランニングコストの軽減に貢献します。
省エネ型 オフィス機器	<p>パソコン、プリンター、スキャナなど、国際エネルギースタープログラムに適合したオフィス機器が対象です。</p>  <p>マーク例</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際エネルギースタープログラム」に適した製品であること。
申請数第3位 省エネ家電	<p>家電製品を中心に、省エネ法の目標基準を達成しているかを事業者等がラベルに表示する、「省エネルギーラベリング制度」が日本工業規格によって導入されました。</p> <p>省エネ基準を達成したことを示す、緑色の省エネ性マーク(右図)がついている家電製品が対象です。</p>  <p>マーク例</p> <p>冷蔵庫、テレビ、電気便座など、多数の製品があります。 ※☆の数に関わらず、全額充当することができます。</p>
雨水タンク	雨水を一定期間貯めて置けるタンクのことです。貯めた雨水は植物の水やりに使用することが出来、水道使用量の削減に効果があります。

5 購入・報告書の提出

申請手続きが完了し、通知書が届いたら購入！
設備の設置または物品の納品後に実績報告書を提出してください。

◎報告時に必要なもの

- ①実績報告書(第9号様式) ※様式は市ホームページに掲載しています。
- ②購入した対象物品の領収書の写し ※宛名が記入されているものを提出してください。
- ③購入した対象物品の設置(納品)が確認できる写真
※以下2点が分かるように撮影してください
 - ・補助金申請時に提出したカタログ等に記載されている品番・型番等
 - ・申請した数量と同量が納品されていること

◎書類提出先

柏崎市 市民生活部 環境課 環境政策係
住所:〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 4階
電話:21-2312(直通) FAX:23-5116



柏崎市公式 HP

◎報告時の注意点

- ①対象物品購入後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか
早い期日までに報告してください！※様式は市ホームページに掲載しています。
- ②上記までに報告がなかった場合、交付は無効となりますのでご注意ください。

6 よくあるご質問

Q. 保有ポイント数はどこで知ることができますか？

A. 柏崎市ホームページに掲載しています。なお、環境活動後にポイントが反映されるまで時間がかかることがあります。補助金申請の前等、最新のポイント数を確認したい場合は、環境課環境政策係にお問い合わせください。

Q. 購入しようとしているものが補助金対象なのか、判断ができません。

A. 環境課環境政策係にお問い合わせいただければ、確認することが可能です。

Q. 市税完納証明書の使用目的が異なるものでも使用できますか？

A. 使用できません。補助金申請のため(柏崎市の実施する各種制度利用に伴う資格確認のため)に発行をしてください。

Q. 合併して名称が変更になりました。どのような手続きをしたらいいですか？

A. 合併後の事業者が合併届出書(第4号様式)を環境課環境政策係に提出してください。
ポイントの有効期限は、**合併前に取得した日の属する年度の3年後の年度末日**です。

Q. 自社で使用しないため、他社へポイントを譲渡したいです。

A. 登録事業者同士で交渉し、ポイントを譲渡する事業者が譲渡届(第3号様式)を環境課環境政策係に提出してください。ただしポイントの有効期限は、**譲渡された年度内**となります。

=発行=

柏崎市市民生活部環境課環境政策係

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号 4階

電話：21-2312 FAX：23-5116

Eメール：kankyoせいさく@city.kashiwazaki.lg.jp